

平成30年10月19日

平成30年 第11回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第34号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第35号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について
- 議案第36号 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第37号 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第38号 福岡市長選挙における投票所の指定について
- 議案第39号 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 議案第40号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第41号 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第42号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第43号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第44号 選挙人名簿から抹消するものについて
- 議案第45号 在外選挙人名簿への登録の移転するものについて

議案第34号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 場所 福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成30年11月4日 午後6時から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

【参考】公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年01月25日選挙管理委員会規程第41号)

(掲示の順序のくじ)

第35条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議案第35号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行く。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行くものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

議案第36号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)

(ポスター掲示場)

- 第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。
- 2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。
 - 3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。
 - 4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。
 - 5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。
 - 6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。
 - 7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。
 - 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。
 - 9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。
 - 10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

議案第37号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市南区塩原3丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	平成30年11月5日から 平成30年11月17日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	平成30年11月10日から 平成30年11月16日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※読替後の略文**

(投票所)

第39条 投票所は、選挙期日公示日翌日から選挙期日前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合、一を除き、選挙管理委員会指定期間)、選挙管理委員会の指定場所に設ける。

(投票所の告示)

第41条 選挙管理委員会は、選挙期日公示日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合、その場所及び設ける期間)を告示しなければならない。

議案第38号

福岡市長選挙における投票所の指定について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の各投票区の投票所を次のように指定し，告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(投票所)

第39条 投票所は，選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第41条 選挙管理委員会は，選挙期日の少くとも五日前に，投票所を告示しなければならない。

議案第39号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所1階市民ロビー	午前11時	午後7時

2 変更理由

福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※読替後の略文**

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、8:30に開き、20:00に閉じる。ただし、二以上の期日前投票所を設ける場合、一の期日前投票所を除き、開く時刻を繰り下げ、閉じる時刻を繰り上げることができる。

2 選挙管理委員会は、前項ただし書の場合、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(参考) 期日前投票所概要

1 有権者数 (平成30年 9月 3日現在)

212,768人

2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

(平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙 小選挙区)

当日有権者数(人)			期日前投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
96,964	114,262	211,226	13,781	19,747	33,528	14.21	17.28	15.87
			全体投票者数(人)			投票率(%)		
			男	女	計	男	女	計
			51,502	61,774	113,276	53.11	54.06	53.63

議案第40号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※読替後の略文

(投票管理者)

第37条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。

3 選挙管理委員会は、選挙区の投票管理者を同時に比例代表の投票管理者とすることができる。

【参考】公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第24条 選挙管理委員会は、投票管理者の職務代理者を、当該選挙権を有する者の中から、選任しておかなければならない。

3 選挙管理委員会は選挙区の投票管理者の職務代理者を同時に比例代表の投票管理者の職務代理者に選任することができる。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第25条 選挙管理委員会は、投票管理者、職務代理者を選任した場合、直ちにその者の住所、氏名、職務を行う日を告示しなければならない。

議案第41号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 場所 福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市立南体育館
- 2 日時 平成30年11月18日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(開票所の設置)

第63条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第64条 選挙管理委員会は、予め開票の場所、日時を告示しなければならない。

議案第42号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙につき，南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め，告示する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 場所 福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成30年11月15日 午後6時から

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(開票立会人)

第62条

6 くじを行う場所，日時は，選挙管理委員会において，予め告示しなければならない。

議案第43号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(開票立会人)

第62条

2 届出者が、10人を超えないときはその者を開票立会人とし、10人を超えるときは届出者から選挙管理委員会がくじで定めた者10人を開票立会人としなければならない。

4 同一の政党等に属する公職の候補者の届出が3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その中から選挙管理委員会がくじで定めた2人以外は、開票立会人となることができない。

議案第44号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

1 死亡により抹消する者の数

189人

2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数

547人

3 抹消する者の氏名等

抹消者名簿のとおり

4 抹消年月日

平成30年10月19日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第45号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を，次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

平成30年10月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日

平成30年10月19日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

【参考】公職選挙法(平成30年6月1日施行箇所下線) ※略文

(在外選挙人名簿の登録等)

第30条の6第

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成30年9月3日			抹消									移替						年月日までの補正登録			平成30年10月19日			在外選挙人登録者数											
	登録者数			死亡			転出			抹消者計			登録			抹消			新規登録者数			登録者数			新規登録者数		抹消者数		登録者数							
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 大楠西	2,388	3,028	5,416	1	1	2	11	16	27	12	17	29	17	22	39	17	20	37	0	0	0	0	0	0	2,376	3,013	5,389									
2 大楠東	1,960	2,294	4,254	0	1	1	8	12	20	8	13	21	12	19	31	13	12	25	0	0	0	0	0	0	1,951	2,288	4,239									
3 西高宮	2,831	3,393	6,224	2	1	3	5	14	19	7	15	22	8	12	20	17	22	39	0	0	0	0	0	0	2,815	3,368	6,183									
4 長丘	3,892	4,673	8,565	4	4	8	11	8	19	15	12	27	15	22	37	11	16	27	0	0	0	0	0	0	3,881	4,667	8,548									
5 長住	3,156	4,033	7,189	2	3	5	3	9	12	5	12	17	11	18	29	14	20	34	0	0	0	0	0	0	3,148	4,019	7,167									
6 西長住	1,428	1,758	3,186	2	1	3	3	7	10	5	8	13	9	12	21	8	11	19	0	0	0	0	0	0	1,424	1,751	3,175									
7 西花畑	2,811	3,155	5,966	2	1	3	6	1	7	8	2	10	22	18	40	8	9	17	0	0	0	0	0	0	2,817	3,162	5,979									
8 皿山	1,901	2,199	4,100	7	0	7	1	2	3	8	2	10	7	11	18	7	10	17	0	0	0	0	0	0	1,893	2,198	4,091									
9 花畑第一	3,095	3,505	6,600	3	2	5	6	0	6	9	2	11	12	13	25	13	12	25	0	0	0	0	0	0	3,085	3,504	6,589									
10 花畑第二	1,732	2,132	3,864	3	4	7	3	4	7	6	8	14	4	7	11	7	10	17	0	0	0	0	0	0	1,723	2,121	3,844									
11 柏原	3,549	4,041	7,590	2	4	6	6	7	13	8	11	19	17	15	32	8	12	20	0	0	0	0	0	0	3,550	4,033	7,583									
12 東花畑	2,422	2,832	5,254	4	3	7	2	3	5	6	6	12	10	12	22	6	7	13	0	0	0	0	0	0	2,420	2,831	5,251									
13 野多目南	1,721	2,065	3,786	5	1	6	3	0	3	8	1	9	3	3	6	3	6	9	0	0	0	0	0	0	1,713	2,061	3,774									
14 三宅第一	3,430	3,839	7,269	4	1	5	15	9	24	19	10	29	50	53	103	16	19	35	0	0	0	0	0	0	3,445	3,863	7,308									
15 三宅第二	3,020	3,778	6,798	4	3	7	13	14	27	17	17	34	14	24	38	15	19	34	0	0	0	0	0	0	3,002	3,766	6,768									
16 筑紫丘第一	2,369	2,900	5,269	3	2	5	9	8	17	12	10	22	9	12	21	21	15	36	0	0	0	0	0	0	2,345	2,887	5,232									
17 筑紫丘第二	1,051	1,282	2,333	1	0	1	1	1	2	2	1	3	4	6	10	7	7	14	0	0	0	0	0	0	1,046	1,280	2,326									
18 東若久	2,847	3,302	6,149	3	1	4	4	6	10	7	7	14	15	14	29	6	11	17	0	0	0	0	0	0	2,849	3,298	6,147									
19 若久	3,396	4,264	7,660	5	6	11	9	12	21	14	18	32	15	9	24	13	10	23	0	0	0	0	0	0	3,384	4,245	7,629									
20 玉川第一	3,730	4,905	8,635	6	2	8	11	18	29	17	20	37	26	32	58	25	22	47	0	0	0	0	0	0	3,714	4,895	8,609									
21 玉川第二	1,701	2,252	3,953	1	3	4	9	8	17	10	11	21	12	14	26	14	16	30	0	0	0	0	0	0	1,689	2,239	3,928	1	0	1	0	0	0	44	74	118
22 玉川第三	3,208	3,523	6,731	5	7	12	14	14	28	19	21	40	20	24	44	17	28	45	0	0	0	0	0	0	3,192	3,498	6,690	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)								
23 塩原	3,153	3,706	6,859	1	3	4	10	6	16	11	9	20	16	18	34	12	17	29	0	0	0	0	0	0	3,146	3,698	6,844									
24 宮竹第一	3,358	3,487	6,845	1	2	3	13	6	19	14	8	22	13	7	20	23	22	45	0	0	0	0	0	0	3,334	3,464	6,798									
25 宮竹第二	1,954	2,041	3,995	1	1	2	8	9	17	9	10	19	7	4	11	13	8	21	0	0	0	0	0	0	1,939	2,027	3,966									
26 高木	1,821	1,970	3,791	0	1	1	4	2	6	4	3	7	10	8	18	6	12	18	0	0	0	0	0	0	1,821	1,963	3,784									
27 井尻	2,156	2,366	4,522	2	0	2	8	8	16	10	8	18	6	6	12	12	10	22	0	0	0	0	0	0	2,140	2,354	4,494									
28 日佐	2,791	2,947	5,738	2	1	3	15	8	23	17	9	26	9	6	15	11	13	24	0	0	0	0	0	0	2,772	2,931	5,703									
29 大池	1,749	2,042	3,791	4	2	6	6	7	13	10	9	19	8	3	11	4	7	11	0	0	0	0	0	0	1,743	2,029	3,772									
30 寺塚	1,878	2,302	4,180	1	3	4	6	7	13	7	10	17	9	10	19	9	13	22	0	0	0	0	0	0	1,871	2,289	4,160									
31 東高宮	3,669	5,067	8,736	2	3	5	10	11	21	12	14	26	20	22	42	20	28	48	0	0	0	0	0	0	3,657	5,047	8,704									
32 横手	3,302	3,551	6,853	2	1	3	15	10	25	17	11	28	15	17	32	10	14	24	0	0	0	0	0	0	3,290	3,543	6,833									
33 野多目北	2,532	2,987	5,519	4	1	5	5	6	11	9	7	16	12	10	22	5	8	13	0	0	0	0	0	0	2,530	2,982	5,512									
34 鶴田	2,807	3,146	5,953	3	3	6	4	5	9	7	8	15	11	7	18	11	8	19	0	0	0	0	0	0	2,800	3,137	5,937									
35 老司	3,267	3,841	7,108	4	7	11	4	2	6	8	9	17	18	18	36	14	13	27	0	0	0	0	0	0	3,263	3,837	7,100	0	0	0	0	0	0	5	6	11
36 弥永	2,345	2,871	5,216	5	4	9	5	3	8	10	7	17	13	12	25	13	11	24	0	0	0	0	0	0	2,335	2,865	5,200	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)								
37 弥永西	3,250	3,621	6,871	2	3	5	13	5	18	15	8	23	14	18	32	15	23	38	0	0	0	0	0	0	3,234	3,608	6,842									
計	97,670	115,098	212,768	103	86	189	279	268	547	382	354	736	493	538	1,031	444	521	965	0	0	0	0	0	0	97,337	114,761	212,098	1	0	1	0	0	0	49	80	129